

個人住民税特別徴収強制指定後の課題と今後に向けて

滋賀県彦根市総務部税務課 後藤 美希

1 はじめに

個人住民税の特別徴収については、地方税法第321条の3、4により、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、特別徴収義務者として、全ての従業員に対して住民税を特別徴収しなければならないと定められている。

法令の遵守、納税者の利便性向上および安定した税収の確保といった観点から、ここ数年で大多数の自治体が特別徴収の徹底に向けて取り組みを進めているところである。

特別徴収の強制指定を既に実施している自治体も多いと思うが、強制指定は一度すれば終わりというわけではなく、指定後に新たに生じた課題を解決し、その後の、より公平で適正な特別徴収事務の推進に繋げていくことが重要である。

本レポートは彦根市（以下「当市」）の現状等をもとに、課題の抽出および今後に向けた取り組みについて検討することを目的とする。

2 現状

当市は平成28年度以降、そして平成30年度からは当市の属する近畿2府4県全体においても、原則全ての事業所を対象に、特別徴収義務者として指定を行っている。

当市では、特別徴収の強制指定が開始されてから3年目を迎えている。特別徴収事業所数も、強制指定する前の平成27年度は約5,600件だったが、年々右肩上がりに伸びている（平成28年度は約6,400件、平成29年度は約6,900件、

平成30年度は約7,300件）。一定の成果は出てきているところだが、強制指定することで新たに浮上してきた課題や、今後更に進めるべき事務を整理する必要があると考えている。

3 課題

本項では、大きく2点の課題について提示する。

(1) 新規特別徴収事業所が増加したことにより生じる課題

新たに強制指定された特別徴収事業所には、特別徴収事務を熟知している担当者がないことが多い。例えば当市では、受給者人員が少ないために特別徴収の指定を従前行わなかった事業者についても、今年度からは地方税法に定めがあるとおりに、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）であれば強制指定を行っている。少人数の事業所は、事業主が経理事務などを兼任していることも少ない。

このような事業所が増えると、単純に特別徴収関係の事務処理が増えるだけでなく、不備がある書類の数も増加する。

当市でよくある不備は、「給与所得者異動届出書の提出漏れや記入誤り」「特別徴収税額の誤納」である。

異動届については、事業所の納付額と市の調定額に差額が生じた際には、職員が確認し事業所に連絡をとっているが、全額未納だと退職等で特別徴収ができなかったのか、単に

未納なのか判断がつかないため対応が遅れることがある。本来出すべき時期より遅れて提出された異動届によっては、変更後の普通徴収の期割が少なくなることもある。また、異動届の徴収済月の記載誤りは、誤りが判明した時点で既に本人に普通徴収の納税通知書が到達していることもあり、対応が煩雑になる。

誤納については年度途中で税額更正が起こった際や、事業所が旧年度と新年度の納入書を両方所持している時期（5～6月頃）に生じることが多い。このような不備は、直接何の非もない納税義務者に対して不利益が生じることもある。

特別徴収事務に不慣れな担当者がスムーズに手続きを行えるよう、様式記載例を分かりやすくしたり、誤納を防ぐための注意喚起の文言を納入書表紙に記載するなどの工夫が必要である。また、納入方法の種類を増やすなど、特別徴収義務者がより納入しやすい環境を整えることも重要である。

特別徴収義務者の事務が円滑に進むような工夫が、結果的に事業所・自治体双方の業務効率向上にも繋がり、特別徴収への共通理解も深まると思われる。

(2) 様式に関する課題

自治体ごとに特別徴収関係書類の様式やルールが異なっていることも、課題として挙げられる。ここでは普通徴収切替理由書について取り上げる。

例えば当市の属する滋賀県では、県のガイドラインに沿って普通徴収切替理由を5種類に統一しており、当市は以下のとおり事業所に示している。

A：退職者・退職予定者（5月末日までに退職）

B：給与支払額が少なく（93万円以下）、特別徴収しきれない者

C：給与支払が不定期（毎月支給でない）である者

D：他の事業所にて特別徴収として扱う乙欄該当者

E：普通徴収として扱う事業専従者（支払者が個人事業主の場合のみ）

しかし、他市から回送されてきた給与支払報告書や、本研修中に情報交換した他市町村の話から、切替理由の種類や、理由に対応するアルファベットが自治体によって異なることが分かっている。

このことは、事業所側にも自治体側にもデメリットがある。

複数自治体に給与支払報告書を提出する事業所は、提出先によって理由やその順番が異なり、理由を一元的に管理することができない。記入の仕方もそれぞれ異なるため、事務の煩雑化に繋がる。

また、自治体間で切替理由が異なると、給与支払報告書が回送されてきたとき、徴収区分の判断に苦慮することがある。当市においても、回送元が普通徴収と認めている給与支払報告書について、切替理由を調べると当市では普通徴収と認めていない理由であったことが判明した事例や、電話確認しないと徴収区分の判定ができない事例があったが、当初課税事務を行う繁忙期の個別対応には限界があり、事務処理の工夫が必要と感じている。

様式や理由の種類についても、現在は市で独自に定めたり、各県の方針に従っている自治体が多いが、今後は全国的に様式や理由を統一するように、調整していく必要があると考える。

4 より完全な特別徴収強制指定のために今後取り組むべきこと

既存の事業所は、基本的に特別徴収事業所に指定できているため、今後は、給与支払報告書未提出事業所に、給与支払報告書の提出を促し、特別徴収事業所に指定していくことを検討している。

当市では、本人の確定申告書や住民税申告書に給与所得の記載があるが、給与支払報告書の提出が確認できない場合、申告書記載の社名や所在地から事業所の特定ができれば、次年度分の総括表を発送する際に、発送対象とする処理を行っている。しかし、総括表を送っても給与支払報告書を返送してもらえないことも多い。また、申告書記載の内容だけで事業所の特定が難しければ未処理になっている状況である。

水面下にいる給与支払報告書未提出事業所の調査方法として、従前行っている申告書からの抽出に加え以下の方法を提案する。

- ①税務署に源泉徴収票等の法定調書合計表を提出している事業所一覧の提供を受け、当市の給与支払報告書提出事業所と突合し、差分の事業所にアプローチする
- ②当市に他の税目を納付している事業所と、当市の給与支払報告書提出事業所を突合し、差分の事業所にアプローチする

他の税目とは、例えば他市に居住しているが当市に店舗を持つ個人事業主に課せられる事業所課税などのことである。

調査の結果、新たに把握した事業所については、単に総括表を発送するだけではなく、毎年11月頃に税務署主催で開催される年末調整説明会前など、少し早めの時期に手紙を送付することによって、事前に給与支払報告書作成に備えていただく。また、他市町村在住

の従業員がいる場合は、当該他市町村に協力依頼し、合わせて提出要請を行えば、より高い効果が得られると考える。

原則既に給与支払報告書を提出している事業所へ特別徴収の指定ができた今、給与支払報告書未提出事業所は、公平な課税のために今後新たに切り込むべき対象と考えている。

5 総括

冒頭でも述べたとおり、特別徴収への強制指定は、一度指定したらそれで終わりではなく、公平で適正な課税を行うために、課題があれば常に改善していく必要がある。

そのためには他市町村（特に近隣自治体）との情報共有を密にし、協力体制を強化していくことが大切である。また、事業所・自治体双方にとって円滑な事務を進めるために、今後、全国単位で特別徴収に対する意識やルールを統一し、特別徴収事務の環境整備をしていく必要があると考える。

今回の研修で、他市町村と情報交換を行ったことや、講義で様々な事例を紹介いただいたことにより、特別徴収強制指定後もやるべきことはたくさんあると感じた。現状維持は退化に繋がる。他市町村の事例のうち、当市で取り入れられそうなものを検討し、今後の事務に活かしたい。